

令和7年度 集団指導資料

介護保険法の居宅療養管理指導

医科

(病院又は診療所の薬剤師が行う場合)

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

今回の内容

※ 1 運営編

◇ 基本方針

◇ 居宅療養管理指導を実施する場合の主な流れ

※ 1 運営編は、医科「医師が行う場合」の動画「1 運営編」をご覧ください。

2 居宅療養管理指導費

◇ 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

3 まとめ

◇ 居宅療養管理指導費を請求する際の注意点

4 最後に

◇ より良いサービスの提供に向けて

2 居宅療養管理指導費

◇ 病院又は診療所の
薬剤師が行う場合

居宅療養管理指導費(薬剤師が行う場合)

告示第19号別表5八注1
老企第36号第2の6(4)①

居宅療養管理指導事業所の**薬剤師**が、**医師の指示**に基づき、**通院が困難な在宅の利用者の居宅**を訪問して、下記内容を行った場合に算定する。

- ◆ **薬学的管理指導**（薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等）を行い、**利用者又はその家族等**に対して、提供した指導の内容を積極的に**文書等にて提出**するよう努め、速やかに**薬剤管理指導記録**を作成する。
- ◆ **医師に報告した上で、介護支援専門員（ケアマネジャー）**に対する居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等に**必要な情報提供**を行う。

<安易に算定してはならない対象者>

× **通院が可能な者** × **継続的な指導等の必要のない者**

（例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者。やむを得ない事情がある場合を除く。）

1 医師の指示



× 医師の指示がない場合は算定できないので注意すること

<医師の記載事項>

- ① 薬剤師への指示事項
- ② 実施後の薬剤師からの報告による留意事項

<記載方法>

- ア 医療保険の診療録に記載されてもかまわないが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする。
- イ 薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存する。

2 薬剤師が行う居宅療養管理指導

- ✓ 薬剤管理指導記録に、少なくとも以下のア～カについて記載し、最後の記入の日から**最低3年間保存**する。

- ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号
- イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴
- ウ 薬学的管理指導の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、残薬の状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置を含む。）
- エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点
- オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名
- カ その他の事項

※ 利用者の居宅への訪問時における薬学管理指導や多職種連携に当たっての留意点

(令和6年度追加)

「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」
(以下「ガイド」という。)等を参照する。



居宅療養管理指導費(薬剤師が行う場合)



以下の事例のような場合は、算定できないので、注意すること。

- × 薬を届けるだけで、薬剤師による**服薬指導等が行われていない。**
(施設職員へ薬を渡すだけの場合も含む。)
- × **薬剤管理指導記録が未記載**のまま、介護報酬を請求している。

3 情報提供

✓ ケアマネジャーに対する情報提供

医師に報告した上で、ケアプランの作成等に必要な情報提供を行う。



✕ ケアマネジャーに対する情報提供がない場合は、算定できないので注意すること。

※ ケアマネジャーによるケアプランの作成がおこなわれていない場合の取扱いは、医師が行う場合の同内容の取扱いを準用する。

✓ 関連事業者等に対する情報提供

利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合、情報提供及び必要な助言を行う。

✓ 指示を行った医師に対する情報提供

- ☑ 必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を提供するように努める。
- ☑ 利用者に投薬された医薬品について、「**医薬品緊急安全性情報**」、「**医薬品・医療機器等安全性情報**」を知ったときは、原則として**速やかに当該情報を文書により主治医に提供**するとともに、主治医に相談の上、必要に応じ、薬学的管理指導を行う。

✓ 情報提供に関する留意事項 (令和6年度追加)

医師、ケアマネジャー等への情報提供については、ガイド及びガイド別添の報告様式、お薬問診票及び薬学的評価シートを参考に行う。

4 算定

✓ 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 1月に2回を限度として算定

① 単一建物居住者1人に対して行う場合	566単位
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	417単位
③ ①及び②以外の場合	380単位

※請求明細書の
摘要欄に訪問日
を記入する。

✓ 月2回以上算定する場合は、算定する日の間隔は6日以上

✓ 他の医療機関又は薬局との関係

- ・ 現に**他の医療機関又は薬局の薬剤師**が居宅療養管理指導を行っている場合は、**居宅療養管理指導費は、算定しない。**
- ・ ただし、居住地の変更等により、サービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。この場合においても、以前指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整すること。 **(令和6年度追加)**

＜麻薬管理指導加算＞ 1回につき100単位 (令和6年度追加)

◆ 対象者 疼痛緩和のために麻薬の投薬が行われている利用者

◆ 算定要件

- ・ 定期的に、麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱い方法を含む保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行う
- ・ 薬剤管理指導記録に、少なくとも次の事項を加えた記載が必要
 - ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容
 - イ 麻薬に係る利用者及び家族への指導・相談事項
 - ウ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項
 - エ その他の麻薬に係る事項

居宅療養管理指導費(薬剤師が行う場合)

【告示第19号別表5八注7】
【老企第36号第2の6(4)⑰】
【厚労告第96号4の5】

<医療用麻薬持続注射療法加算> 1回につき250単位 (令和6年度追加)

- ✓ **施設基準** (1) 麻薬小売業者の免許を受けていること。
(2) 高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。
- ✓ **対象者** 在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等
- ✓ **算定要件**
 - ・ 麻薬の投与、残液及び保管状況を確認し、保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行う。
 - ・ 麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行う。処方医に対して必要な情報提供を行う。
 - ・ 高度管理医療機器について危害の発生の防止に必要な措置を講ずる。
 - ・ 処方医以外の医療関係職種に対しても、保管取扱い上の注意等情報提供する。
 - ・ 薬剤管理指導記録に、少なくとも次の事項を記載する。
 - ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容、イ 患者又はその家族等への指導の要点、ウ 処方医に提供した訪問結果の要点、エ 返納された麻薬の廃棄に関する事項

※ <麻薬管理指導加算> を算定している場合には、算定できない。

居宅療養管理指導費(薬剤師が行う場合)

【告示第19号別表5ハ注8】

【老企第36号第2の6(4)⑱】

【厚労告第96号4の6】

<在宅中心静脈栄養法加算> 1回につき150単位 (令和6年度追加)

- ✓ **施設基準** 高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること、又は管理医療機器の販売業の届出を行っていること
- ✓ **対象者** 在宅中心静脈栄養法を行っている患者
- ✓ **算定要件** ・ **患者の状態、投与環境**その他必要な事項等の**確認**を行う。
 - ・ 患者又はその家族等に**保管方法、配合変化防止に係る対応方法**等の必要な**薬学的管理指導**を行い、**処方医**に対して必要な**情報提供**を行う。
 - ・ **2種以上の注射薬が同時に投与される場合**、必要に応じて、**処方医以外の医療関係職種**に対しても、**注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性**等について**情報提供**する。
 - ・ **薬剤管理指導記録に、少なくとも次の事項を加えた記載が必要。**
 - ア 在宅患者中心静脈栄養法に係る**薬学的管理指導**の内容、イ 患者・家族への**指導の要点**、ウ 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した**訪問結果、輸液製剤の保管管理**に関する**情報の要点**

3 まとめ

- ◇ 居宅療養管理指導費を請求する際の注意点

<まとめ> 居宅療養管理指導費を請求する際の注意点

- ※ 介護報酬の居宅療養管理指導費は、**次の場合には請求できません。**
 - ア 対象者が**通院可能な者、継続的な指導等の必要のない者**である場合
(やむを得ない事情がある場合を除く)
 - イ **規定の訪問回数を超えた算定、間隔日数を下回る算定**
 - ウ **医師の指示がない場合**
 - エ **ケアマネジャーへの情報提供がない場合** (ケアプランが作成されている場合)
 - オ **他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合**
 - カ **薬を届けるだけで、服薬指導等が行われていない場合**
 - キ **このほか報酬算定の要件を満たさない場合** (薬剤管理指導記録未記載など)
- ※ 報酬請求の根拠となる**記録等が不十分な場合には、返還を求められる場合があります。ご注意ください。**

4 最後に

◇ より良いサービスの提供に向けて

◆ 法令・基準を確認する習慣をつくる

自己点検票などを活用し、法令・基準を確認する。

(自己点検票は、運営基準及び算定基準に係る各項目について各事業者が自主的に点検し、事業の適正な運営に資することを目的として作成し、東京都福祉局のホームページにおいて公開しています。)

◆ 各種計画に基づいてサービスを提供する

◆ 記録・保存の必要性・重要性を認識する

⇒ より良いサービスの心掛けをお願いします！！

関係法令の正式名称（居宅療養管理指導費）

◆告示19号

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日付厚生省告示第19号)

◆老企第36号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

◆厚労告第96号

厚生労働大臣が定める施設基準
(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)